

『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の主な改正箇所（新旧対照表）

（４）安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

改正前（現行 平成 25 年 3 月 18 日策定）	改正後（改正案）
第 2 章 原子力災害事前対策 第 9 節 救助・救急及び防護資機材等の整備 9.4 安定ヨウ素剤の備蓄 9.4.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局》は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう備蓄を行う。 なお、安定ヨウ素剤の備蓄量、保管場所、配布等については、原子力災害対策指針に基づき検討を行う。	第 2 章 原子力災害事前対策 第 9 節 救助・救急及び防護資機材等の整備 9.4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 9.4.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局》は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に速やかに安定ヨウ素剤の配布ができるよう配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師・薬剤師の手配等について、あらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。 9.4.2 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局》は、京都府と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。 9.4.3 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局》は、京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第4節 屋内退避，避難収容等の防護活動

4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる

4.4.1 京都市《保健福祉部》は，原子力災害対策指針を踏まえ，国の指示又は独自の判断により，安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には，直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用にあたっての注意を払ったうえで，服用すべき時機及び服用の方法の指示，医師・薬剤師の確保等，その他の必要な措置を講じる。

第3章 緊急事態応急対策

第4節 屋内退避，避難収容等の防護活動

4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる

4.4.1 **緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については，原則として，原子力規制委員会がその必要性を判断し，原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。**

京都市《保健福祉部》は，**京都府と連携し，原子力災害対策本部の指示に基づき**，又は，独自の判断により，**服用対象の住民等に対し，原則として医師の関与の下で，安定ヨウ素剤を配布するとともに，服用を指示するものとする。**

ただし，時間的制約等により，医師を立ち会わせることができない場合には，薬剤師の協力を求める等，あらかじめ定める代替の手続きによって配布，服用の指示を行う。